

○議事日程

令和6年2月14日（水） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・議案第 1号 開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 3・議案第 2号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第 4・議案第 3号 工事請負契約の締結について（令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越））

日程第 5・議案第 4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度開成町福祉会館空調システム更新工事 設計・施工一括発注方式）

日程第 6・議案第 5号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度開成町民センター空調設備改修工事）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番 清水 友 紀	2番 吉 田 敏 郎
3番 石 田 史 行	4番 井 上 慎 司
5番 武 井 正 広	6番 星 野 洋 一
7番 今 西 景 子	8番 寺 野 圭 一 郎
9番 佐 々 木 昇	10番 山 下 純 夫
11番 前 田 せ つ よ	12番 山 本 研 一

○説明のため出席した者

町 長 山 神 裕 副 町 長 石 井 護
教 育 長 井 上 義 文 参 事 (兼) 田 中 栄 之
参 事 (兼) 中 戸 川 進 二 参 事 (兼) 小 玉 直 樹
参 総 務 課 長 防 災 安 全 課 長
財 務 課 長 高 橋 清 一 総 合 窓 口 課 長 土 井 直 美

税務課長	山口哲也	福祉介護課長	奥津亮一
参事（兼） 子育て健康課長	小宮好徳	こども政策担当課長	田中美津子
都市計画課長	柏木克紀	街づくり推進課長	井上昇
産業振興課長	熊澤勝己	参事（兼） 環境上下水道課長	井上新
参事（兼） 学校教育課長	岩本浩二	生涯学習課長	高橋靖恵
会計管理者	石井直樹		

○議会事務局

事務局長職務代理者	佐藤久子	書記	大澤有以
-----------	------	----	------

○議長（山本研一）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年2月随時会議を開会いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

なお、事務局長は、体調不良により欠席のため、開成町議会事務局条例第5条の規定により、事務局長職務代理として、議長が指定する書記を副主幹、佐藤久子と決定いたします。

2月随時会議の議事日程（案）につきましては、本日開催されました議会運営委員会において決定されたものです。

お手元に送付のとおりで、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、2月随時会議の議事日程につきましては、議事日程表のとおりと決定いたしました。

なお、本随時会議においてマスクの着用については、議員、町執行者側ともに、御本人の判断といたします。

直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、8番、寺野圭一郎議員、9番、佐々木昇議員の両名を指名します。

日程第2 議案第1号 開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

おはようございます。

提案理由。子ども家庭センターの設置による子育て家庭を包括的に支援する体制の強化、保健業務と健康づくり業務の一体的実施の推進、災害時における共助の強化を視野に入れた協働推進体制の構築等に対応するため組織・機構の見直しを実施したいので、開成町課設置条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは、よろしく願いいたします。

ファイルナンバー01、議案第1号を御覧いただきたいと思います。

議案の細部説明の前に、まず今般の条例改正の趣旨、条例案の概要について御説明を申し上げます。今般の開成町課設置条例の一部改正は、本庁を取り巻く喫緊の課題に対応するため、及びその影響を踏まえた上での組織全体の均衡を図るための組織体制を整備することを目的としております。

6ページ、議案第1号関係資料、開成町課設置条例の一部を改正する条例施行後の組織案を御覧いただきたいと思います。

具体的には、1つ目に、窓口業務の一層の効率的な運営を目的とした税務窓口課の設置。

2つ目として、災害時における共助の強化を視野に入れた協働推進体制の構築を目的とした地域防災課の設置。

3つ目に、ゼロカーボンシティ推進と環境部門を一元化するとともに、課の名称を環境課とする。

4つ目に、保険業務と健康づくり業務の一体的実施の推進を目的とした保険健康課の設置。

5つ目に、こども家庭センターの設置による子育て家庭を包括的に支援する体制の強化を目的としたこども課の設置。

6つ目に、上下水道事業の管理部門と工務部門を統合するとともに、課の名称を都市整備課とする。

これら組織機構の見直しにより、体制の強化を図るものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。

開成町条例第 号。

開成町課設置条例の一部を改正する条例。

第1条設置についてです。

町長の権限に属する事務を分掌させるため、企画政策課、総務課、財務課、税務窓口課、地域防災課、環境課、福祉介護課、保険健康課、こども課、都市計画課、都市整備課、産業振興課の12の課を設けるものでございます。

第2条の事務分掌についてです。

設置する課の事務分掌について次のとおりとするものです。

企画政策課、（1）町施策の総合的企画及び調整に関する事項、（2）広報及び広聴に関する事項。

総務課、（1）議会、法制及び文書に関する事項、（2）職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項、（3）情報公開及び個人情報保護に関する事項、（4）電子計算処理及び行政のデジタル化に関する事項。

財務課、（1）財政に関する事項、（2）契約及び検査に関する事項、（3）財産管理に関する事項。

税務窓口課、（1）総合案内に関する事項、（2）戸籍及び住民基本台帳に関する事項、（3）税務に関する事項。

地域防災課、(1)自治活動の支援及び町民との協働のまちづくりに関する事項、
(2)防災に関する事項、(3)防犯及び交通安全に関する事項。

環境課、(1)環境保全及び公害防止に関する事項、(2)廃棄物の処理及び環境衛生に関する事項。

福祉介護課、(1)社会福祉に関する事項、ただしこども課が所掌する事項を除きます。(2)介護保険に関する事項。

保健健康課、(1)保健衛生に関する事項、ただしこども課が所掌する事項を除きます。(2)国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項。

こども課、(1)子育て支援に関する事項、(2)母子保健に関する事項。

都市計画課、(1)都市計画、開発及び建築に関する事項、(2)公園緑地に関する事項、(3)土地区画整理に関する事項。

都市整備課、(1)道路及び水路に関する事項。

産業振興課、(1)農業に関する事項、(2)商工業及び観光に関する事項。

続いて附則でございます。

第1項、施行期日です。施行期日を令和6年4月1日と定めるものでございます。

第2項開成町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。

地方公営企業である上下水道事業の事務を処理するために設置している組織の名称について、町長の事務部局の名称と合わせる形で改正するものとなります。

第3項から第9項までは、既存の条例において、今回の条例改正で名称等に異動のある課の名前が存する7つの条例について、課の名称部分を改正するものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本研一)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

11番、前田議員。

○11番(前田せつよ)

11番、前田せつよでございます。ただいまの条例改正案について質問をさせていただくわけですが、特に都市計画課、都市整備課。現状では、今、都市計画課と街づくり推進課と2課にわたる事柄が、おおむね今度この2つの課というように承知しておるところでございますが、振り返りまして、課の設置条例の改正につきましては、令和5年の9月定例会議で出されまして、令和5年10月1日から、都市計画課については、都市計画、開発及び建築に関する事項、そして街づくり課に公園緑地に関する事項、そして道路及び水路に関する事項という形で、提案があり、議会で承認されて現在に至るということで、それが4か月半前のことございました。

この4か月半という期間が、何分にも何かつい最近のことというふうに捉えてございまして、振り返りましてそのときに都市計画、それから都市整備、また上下水道にも関わることでございますが、このときに、そこの部分だけでも、この事務分

掌について改正の御提案というところには至らなかったのかどうか、また4か月半の間にどういう経過があって、こういう事務分掌に至ったのかの今一重の御説明をいただきたいと存じます。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。今回の改正には、先ほど説明いたしました、上下水道課、これ公営企業になりますけども、その下水道部門を旧の名称で言えば、街づくり推進課に持っていったと。議員がおっしゃるとおり9月のときに、公園緑地のとおり都市計画課という形になったときに、1つの言い方をすると、課の所掌事務の範囲というものが非常に偏りが出てしまうということで、公園は、街づくり推進課に置いておきましたが、今回、下水道事業が上下水道班という形で整理をさせていただきましたので、その関係上、公園等の事務については、都市計画課に持っていき、まあ、いる職員はほとんど土木の技術者、技術職が9割方ですから、そういう意味でいけば課の所掌の分量といいますか、その均衡を図ったということで御理解いただければと思います。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよです。ただいま副町長から、事務については均衡が図れたというような御説明を頂戴いたしました。相対的な点でもう1点お伺いいたします。本町では本当にうれしいことに人口も増加しておりますし、職員の方々も、かなり多忙を極めているとお見受けするわけでございます。現状9月の定例会議のときに、この改正条例案が可決されたとき、12課ということでスタートして、現状も12の課ということになっておるわけでございますが、今回条例改正案を提出することに限りまして、例えば、課の増設とかというような御審議が内部の中であったのか、なかったのか、最初から12課で行くぞというような思いだったのか、その辺の編成の経緯等々にお話が出たのか否かについて、御質問いたします。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

前田議員の御質問にお答えいたします。先ほども説明をさせていただきましたが、結果として12課でございますけども、12課ありきではなくて、例えば福祉部門については、従来2課体制だったものを3課にした。あるいは窓口と税務を統合して1課にすると、そういうような統廃合の中で、結果として12課ということでございます。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。今、同僚議員からも質問ありましたが、今回、この機構改正の中で非常にいろいろ考え、町長の考え、副町長の考えをもって前に進んでいこうということはよく分かりますけれども、1つお聞きしたいのですが、この課の中で地域防災課についてちょっとお尋ねしたいのですけれども、こちらの事務分掌に対して、非常に自治活動の支援、及び町民との協働のまちづくりに関するそれから防災に関すること、また今まで企画政策にあった推進会等々についてもこちらで所管するということが明記されておりますけれども、どの課もいろいろ町民のために大変な仕事をしていることは承知をしておりますけれども、この地域防災課において、非常に自治活動、町民の活動それから防災、また、先日の町民集会において非常に防災に関しての質問が多かったと思います。

そういうことにおいて、私の中の判断ですけれども、非常に地域防災課の中で、仕事として非常に多いのではないかと、またこういうことがしっかりと対処できていくんだらうかということをやっと危惧しているということで、質問いたします。

よろしくをお願いします。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

吉田議員の御質問にお答えいたします。多いのではないかと御質問ですが、ほかの課と比較して多くはないと、均衡しているのかなというようなお答えです。

それと協働の部分につきましては、過去、企画政策課で行っていたのが、吉田議員も御存じと思うんですが、特化して、自治活動応援課というところで生涯学習と一緒にやっていました。その部分をまた機構改革で、企画政策課に協働の部分は行って、生涯学習は教育委員会というような歴史を経ていきます。

一番、やっぱり重要なことは、議員がおっしゃられたとおり、昨今のこの一番近くで言えば能登半島地震ですとか、非常に日本列島自体が何か活発化しているという、そういう状況の中で、いろいろ検討した中でやっぱり自治会のそういう防災に対する動きというのが、いざ災害が起きたときには非常に重要な役割が果たすのかなと。

そうすると、そこと防災という部分を一緒にして運営していったほうが、いざというときに、非常に対応が素早く、そして、災害を最小限に食い止めるということに効果的ではないかという形で、防災と自治会、協働と言っていますけれども、ほぼ、やっぱりうちの町は、自治会等が中心になります。その他いろいろな団体等もございいますが、そういう形で今回は地域防災課でまとめさせていただきました。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

2番、吉田です。副町長の説明で承知するところですが、やはり一番、おっしゃったとおり前の自治活動応援課とか、今協議会で、例えば生涯学習課等々、地域に関して非常に今一番町民の方も興味を持ち、いろんなこれからも開成町を期待して思いつつ、そういうことは発信してくれていると思いますけれども、私もさっき言いましたけども、町長のこれからやっていくぞという意気込みは分かります。その中で、やはりそういう地域、特に地域防災に関しては、しっかりと対処していくよということは、副町長もおっしゃってくれましたけれども、重ねて言うように、しっかりとそういうこと発信して、町民の皆さんの、本当に福祉の向上、安心安全のためにしっかりとやっていっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

その自治会活動と、その防災減災との絡みで申し上げますと、現実的に開成町はまだ自治会加入率は高水準であるとは、近隣と比べまして、もしくは全国平均と比べて思うのですが、やはり様々な価値観の多様化とかによって低下傾向にあるのは、これなかなか避けられないと思います。

とはいえ、地域のつながりというのも大事であるということも確かでありますので、緩やかなつながりがキーワードになるのかと思うのですが、その中でやはり防災、いざというときに、顔の見える関係、これは最低限維持したいという思いも込めまして、今回はその協働、自治会活動と防災というものを一緒にさせていただきました。

組織の形を変えただけではなくて、もちろんこれからそういった趣旨でしっかりと発信をして活動していく中で、いざというときに町民の皆さんの命を守れるように、一番大事なのは自助ですが、自助共助公助が機能的にしっかりと働くように努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

5番、武井議員。

○5番（武井正広）

山神町長になりまして、こういった機構改革、理解できるころなのですが、今回議案を見させていただいて、都市計画課、都市整備課、この都市という言葉に、インパクトは正直ありました。一般的に考えられるような都市というところで、今回この言葉を入れられたというところには、何か思いも感じるころがあるんです

が、山神町長もそういったものがあるのであれば、お答えいただければと思います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

武井議員の御質問にお答えいたします。正直言いまして、御質問の趣旨は非常に分かるんですが、かつて、数十年前からのこの建設部門というのは、都市整備課という課がありまして、それが建設課になったり、また都市整備課になったりとかというような形で。あと、思いという形は町長がお答えするかと思いますが、というよりも、大体よその市町村あるいは県ですとか、そういう組織云々という中では、この類は都市計画課、あるいは都市整備課というような名称が非常に多いので、その辺のところで住民も分かりやすいのかなという形で、特に都市整備課については、あえてその名称に戻したといいますか。決定に当たっては、その時点にいる職員から、アンケート等を、聞き取りを取って、名称についてどうだろうと言った中で、職員の意見の中で一番多かったというか、ほぼほぼは、こういう体制であるならば、都市計画課、都市整備課、これがいいのではないかということであったので、この名称にさせていただきました。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

武井議員の御質問の趣旨といいましょうかとは、もしかしたら反するかもしれないんですけども、御質問の趣旨はこの都市をアーバンというか、都市的とか、都会的という意味での都市という意味で、あえてこの名前をつけたんではないかという質問と解釈しますけども、そうではありません。

一般的に、C i t yという意味での都市ということにすぎませんので、むしろ都会的なものを何か目指してるんじゃないかという理解をされてしまうと、ちょっと困るというのがお答えになります。

以上です。

○町長（山神 裕）

ほかに質疑はございませんか。

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。12月定例会議の私の一般質問で、子ども政策を包括的に所管するこども課の新設についてお伺いしました。そのときに今後の機構改革も考えているので、具体的な答弁は差し控えるというところで、今回機構改革の案が出てきたところなんですけども、こども課の新設及びこども家庭センターの設置による業務効率、あるいは実際子どもたちに様々なサービスが行き渡るのに当たって、どういったメリットが想定されているのかお伺いいたします。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

井上議員の御質問にお答えいたします。今、このこども課につきましては、議員おっしゃられたとおり、どういったメリットという言い方をされましたけれども、もう国の体制が、御案内のとおり、こども家庭庁ができて、こども家庭センターを設置してくださいという形の中で、実はその体制の指針といいますか、ガイドラインといいますか、それが出たのが、まず、こども家庭センター長というものを置いて、この支援員の中には統括という者を置きなさいと。ただその、ここにあります、こども課ができれば課長という職もあるんですけど、それとセンター長を兼ねることができるようということで、粗々のその構想の趣旨が出ましたけれども、そのガイドライン的に出たのは、ほんの数週間前という中で、国も、そういう言い方が適切かどうか分からないんですけども、遅いというか、市町村的に言えば、もっと早く示していただきたいなというのはあったんですけども、そういった状況の中で基本的には、従来から言われている母子保健と児童福祉を統合して、スムーズに政策が行くようにと、それとうちの町については、モデル事業に手を挙げて採択もされて、そういうデータの共有というんですか、そういったこともここでまた採択も出てきたので、そういう体制は、まず体制は取っていきこうという姿勢として、こういう形を取らせていただきました。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

御答弁の内容をよく理解できたんですが、実際こども家庭庁が国でつくられるときも様々な省庁から、たくさん言い方悪いですけど、寄せ集めというか、もうこういって行くぞというので決めて、突き進んでいった形があるかと思います。

そういった中で、それを町の中に落とし込んだときに、今回の機構改革でこども課を設置するというときに、学校教育と児童福祉を一元化しようという議論は行われたのでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

井上議員の御質問にお答えいたします。当然そういった議論は行いましたけれども、仮に統合したとしたら大変なことになるわけです。

議員の方は御存じと思うんですが、1つのそのセクションとしてやっていますので、国はそういう言い方をしますけれど、1つの組織としてとしたら多分、こども家庭センターの中で、うちの町でも、10人とか20人ぐらいの突出した組織になってしまうのかなと。

ですから、まさに情報共有という中で、小さい役場ですので、そこら辺は十分支障はないでしょうという形の中で行っていきたいというふうに。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

これまで6課8班でしたっけ。データ連携、子どもに関するデータを統合する1つにまとめて取り組んだということがありますので、これからも連携していく形は変わらないにしても、連携の内容というのは、これまで以上に密な形になっていくことを期待しております。

町長からこの辺思えば一言お願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

井上議員おっしゃるとおりといいますか、今後連携はより一層密にしていかなければいけないという意識はあります。

今年度の中においても、例えばそれがよい悪いではなくて、不登校の子どもが増えておったり、不登校の子どもたちを受け入れるスペースのキャパシティとかも大分いっぱいになっておったり等々、家庭というものと学校というものが、教育というものが、より一層情報共有並びに早期発見早期対応という必要性は、ますます高まっているとは認識しておりますので、そこら辺は十分課題として認識した上で対応していきます。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

課が新しく、いろいろ分けられたり、新設されているところなんですけれど、問合せ、あるいは申請をする際に、私見ただけでも、これはどっちに行くのかなというようなことがいろいろ発生してくると思います。

そういった何についてはというのを、詳細をここでお答えいただきたいわけではなくって、どういう形で町民に周知をしていくか、ホームページに掲載するのは比較的タイムリーにできると思うんですが、ネットにアクセスできない方もおられますので、そういったものも含めて、いつ頃からどういう形で実施されるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それではただいまの御質問にお答えしたいと思います。ここでいわゆる条例改正案を出しているという意味というのは4月1日の広報、あるいはおしらせ版にこれ間に合わせる形というのが1つ。

それから、各封筒に印刷されている課の名前、ここも早めに決めませんと間に合

いませんよということもございましたので、あえてこの2月に随時会議の開催をお願いしているというところでございます。

したがって4月1日、お話がございましたようにホームページですとかあるいはSNS、それから広報、おしらせ版等々で、お知らせをしまいたいというのが1点と、仮に電話番号違ったところにかかったとしても、現在もそうですけれども、しっかりとその所管課に電話をつなぐということもしておりますし、メール等についても、きちんと転送してございますので、業務上は支障はないと、お客様にも迷惑をかけることはないと考えてございます。

○議長（山本研一）

よろしいですか。

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

1番、清水です。令和6年の4月から条例施行ということですが、人事の決め方については、課の異動、該当する課の中の異動になるのか、どのような決め方になるのでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

清水議員の御質問にお答えいたします。質問の趣旨がいまいちあれでしたのですが、一応人事の話は、申し訳ないですけどあまりお答えはしかねるという形で御了承いただければと思います。

○議長（山本研一）

1番、清水議員。

○1番（清水友紀）

人事については今の時点ではお答えしかねるということで理解しましたが、なぜこの質問をしたかというのは、町民集会在2回ありまして、平日と休日にあつたんですけども、2回出席した中で、どちらでも女性が結構いたんですね。

特に週末のほうの土曜日ですね。週末のほうの30代女性の方から、町側は男性だけじゃないかという声がありました。実際参事の方が男性だけなのでということあるんですけども、ヘルプで来られた職員さんの方々を見ても、そういう男性のみだった。

多様性に関しては男女の話だけではないんですけども、やはり分かりやすさという点で、やはりそういうところを見る町民の方々がいらっしゃるところがあつたので、今後もしその人事を考えられる際、例えば農村のこととか、道路のこととかまちづくりのことなんかは、やはり、庁舎の中拝見しましても、傾向としてはあるなというところがありますけども、土木の資格が取られるのが実際男性のほうが多いという現実はあるんですけども、仕事内容などに関して考えられるところがあるので今後御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

清水議員の御質問にお答えいたします。もちろん、人事、あるいはその他昇任昇格等も含めて性別で云々という部分は一切してございませんので、たまたま今回町民集会でというのがありましたけど、かつては、かつてはという言い方おかしいですけど女性の部長、部制があったときは女性の部長もいられましたし、現在も女性の課長は数人いますので、その辺のところは、十分配慮という言い方も変ですけど特段、性別で云々ということではない。

○議長（山本研一）

1 番、清水議員。

○1 番（清水友紀）

私が申し上げますのは、課によって結構偏りがあるなという認識していますので、御検討いただけたらと思います。以上です。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいですか。

○1 番（清水友紀）

はい。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 1 号 開成町課設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 3 議案第 2 号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。戸籍法の一部改正により新たに開始される戸籍謄本等の広域交付、戸籍及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められた手数料の額に準じて徴収したいので、開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

総合窓口課長。

○総合窓口課長（土井直美）

それでは開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて説明させていただきます。

ファイル名 2 番、議案第 2 号 開成町手数料条例の一部を改正する条例を制定することについてをお聞きください。

まず、改正理由です。戸籍法の一部を改正する法律が令和元年 5 月 31 日に公布され、本籍地のみに限定されていた戸籍謄本等の交付が本籍地以外の地区町村の窓口で交付可能となる、いわゆる広域交付等の内容が規定されました。

この法律は、公布の日から 5 年を超えない範囲で政令で定める日から施行することとなっており、令和 6 年 3 月 1 日を施行日とした戸籍法の改正に伴う、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等により、戸籍謄本等の交付に係る手数料が定められました。

これらを踏まえ、開成町手数料徴収条例の一部を改正し、新たな手数料等を定めるものです。

それでは、議案を御覧ください。

開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

開成町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第 2 条になります。

表の 1 号及び 3 号は、戸籍謄本等の広域交付に伴い、磁気ディスク等を持って、調製された戸籍及び除かれた戸籍の全部もしくは一部を証明した書面という表記を 1 号は、戸籍証明書、3 号は除籍証明書に改めます。

続きまして、2 号の 2 及び、4 号の 2 は、電子証明書提供用識別符号の発行手数料を追加し、額を定めるものです。

この電子証明書提供用識別符号というのが、ほかの行政機関への手続の際に添付する戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍電子証明書の提供を可能とするパスワード等のことです。この識別符号、手数料徴収しますが、ネット回線等を通じ、電子情報処理組織を使用する方法で、請求、発行する場合、また、同一事項の戸籍謄本等を同時に請求する場合は、手数料を徴収いたしません。

5 ページをお開きください。5 号及び 6 号になります。

5 号及び 6 号の下部、下線部について、戸籍の届出書の画像を電子化し、届書情報として作成できることに伴い、5 号については電子化された届書情報の内容証明の交付事務を、6 号については電子化された届書情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務をそれぞれ追加するものです。

附則になります。

この条例は令和 6 年 3 月 1 日から施行します。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第 2 号 開成町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 4 議案第 3 号 工事請負契約の締結について（令和 5 年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越））を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。令和 5 年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越）の工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により提案いたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

ファイルにつきましては 03、議案第 3 号 工事請負契約の締結について令和 5 年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越）ものでございます。

それでは、議案第3号 工事請負契約の締結について、令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越）を御説明させていただきます。

1、契約の目的、令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越）。

2、契約の方法、一般競争入札。

3、契約金額5,822万3,000円。

4、契約の相手方、渡辺建設株式会社、神奈川西営業所。

5、工期、議会議決の日から令和6年7月31日まででございます。

続いて次のページ、事業概要書を御覧ください。

事業概要書の上から3つ目、事業概要でございます。

(1) 解体工。団地本体、3階建て1棟、延べ床面積702平方メートル。物置、5棟、延べ床面積33平方メートル。駐輪場、1か所、延べ床面積19平方メートル。その他でプロパン浄化槽を含めまして、解体及び撤去を行います。

そして更地となった敷地について、(2) 敷地内の敷均し、及び防草シートの設置、691平方メートル。

(3) 敷地内の通路という形で、アスファルト舗装80平米を行います。

御説明については以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

工事には、騒音、振動、粉じん等が伴います。町民の皆様の安心な暮らしを守る必要があると思うんですが、期間は決められているんですけど、曜日等は定められていませんが、毎日行われるものでしょうか、お答えください。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。工事発注時において仕様書というものを作成してございます。この中で公害であったり安全対策という形の中で、一定の縛りといいましょうか、制約を設けておまして、原則として日曜日祝日等については工事は実施しないという形であったり、安全措置では工事車両等の出入りの際については交通誘導員を配置すること。また、使用する建設機械については、低騒音、低振動というようなタイプも出ておりますのでこういったものを使いなさいという形のもの。その他、住宅等が近接しておりますので、そちらについてはより丁寧に、影響を与えないような形の中での施工を実施する、こちらについてはまた契約後、工事業者との打合せの中でよく確認しながら、近隣の方へ、全く御迷惑かからないということはないんですけども、可能な限りそれを低減させていただくという形の中で詰めて実施していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございませんか。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

今後、町営住宅解体工事ということで、今までいろんなところ解体工事、旧庁舎やっけてまいりましたが、そのときいつも契約変更で追加になる場合が多いのが、アスベストの問題がかなりあると思っています。

この契約金額を決めるときに、かなりそのアスベストのところをどれぐらい調べて、見積りを出しているのか、しっかり調べているかどうか、その辺を少し聞かせていただければと思います。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。議員おっしゃるとおり解体工事については、古い建物についてアスベストというものが建材として使われているという形がございます。

このアスベストについては、昭和50年以前、そういったものに特に多いという形でこちらの旧町営住宅についても該当するという形があって、もちろん事前に調査というのは実施してございます。

この中で、一定の調査の中で全てということではないんですけども、主要なところで可能性があるところ高いところについては調査をいたしまして含有されているものがありました。

例えば、手すりについても塗装の部分であったり、あとは天井のボードであったり、そういった類いのものについては、確認してございますので、そういったものについて、その現状のアスベストの状況に応じて、撤去するための費用というのですか、法で基づいた作業等も必要となりますが、そういったような単価を設定した中でやってございます。

ただ、事前調査については、全てのものという形では行っておりませんので、もちろんそれについては仕様の中で、よく確認しつつ、そこが含まれるか含まれていないかについては、よく確認しながら作業してもらおうと。

というのは、やはり現状調査できるものというのは、その現状の中で採取できるところ、例えば天井の中で裏の部分だとか、いろんな場合、なかなか調査としてし切れないという部分もございますのでそういったものについては、やりながらの確認というところもどうしても発生してしまいます。

そういったものについてはよくよく確認しながら、作業については実施いただいて、もちろん数量が変わった中でいうと、やはり最終的な変更もあるのかなと思いますけども、そのような手順の中で進めていきたいと考えてるところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

ほかに質疑ございませんか。

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

今回、解体工事ということで、解体工事費、それから整備工事も含めて、5,800万超の金額が提示されておりますけれども、これはあくまでも当初予算ですけれども、7,000万近くの金額で当初は提示されました。1200万ほどの減額というか、入札を行った後の、そういうことだと思いますけれども、それに関してしっかりと町から、その業者に対して、その金額でしっかりと対処できるのかをちょっとまずお聞きしたい。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。まず、こちらの部分に関しての予算額で言いますと、工事費については約6,437万円というもので、今回については5,822万3,000円という形で、請負率、落札率といいましょうか、こちらについて約90%となっております。

開成町で今様々な入札をしている中でいうと、最低制限価格、ある一定の金額以下になると、やはりなかなかそこは粗雑工事なるんじゃないかと。要は工事の品質に関わるという部分での最低金額等を設定してございます。今回のこの工事に関して、通常、いろんな考え方で整理している中でいうと大体その金額が75%という形でございます。

ですので、その最低制限よりも上回る形の中で今90%という形でございますので、そこについては一定の品質が保たれているのかなと思います。

ただ、やはり物価の高騰なりいろんな部分、人件費の高騰というのがございますので、そういったような状況等も踏まえて事業者については、しっかりとやっていただきたいと。

それは工夫なり、いろんな部分がありますけれども、そういった状況を踏まえながら財務課としても、工事業者さん対応しながら、工事を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

了解しました。その中で、そうしますと今6,400万何がしとおっしゃいましたけれども、そうすると解体した後の整備工事はここには含まれてないということで理解してよろしいですか。

○議長（山本研一）

財務課長。

○財務課長（高橋清一）

お答えします。先ほど、工事概要で御説明したとおり、現状の建物等については全て撤去するという形で更地になります。

その後の整備というか、その後の跡地利用についてはまだ決まっておりませんので、現状においては更地として管理していこうと。

ただ、やはり現状、例えば雑草等が生えて、近隣への御迷惑がかかるというようなこともございますので、そこは防草シート貼ったり、現状としては、町営住宅の敷地内を歩いて、やはり通行される方、近隣の方いらっしゃると思いますので、それに対しての、通行という形で言えばアスファルト舗装を行うというようなところで、その後の整備という部分でいいますと、更地となった部分については防草シートと通路におけるアスファルト舗装。そして安全対策と防犯対策といいたいまいしょうか。そういった部分でいうと、更地となった部分に立入りができないような形でのフェンスの設置と、というようなものを行うところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

2番、吉田議員。

○2番（吉田敏郎）

当初自分の中では、整備工事費、要するにしっかりとその辺の周りを整備した中での解体工事の後も含めたことだと思ったんですけど、そういう形で町民の皆さん、住民の皆さんの安全にはしっかりと対処した形で、解体した後もしっかりと整備しているんだよということで、その後のことを、この後の利用者に対してはまた別だと思えますけれども、しっかりそういうことで安全安心でやっていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本研一）

答弁はよろしいでしょうか。

○2番（吉田敏郎）

いいです。

○議長（山本研一）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第3号 工事請負契約の締結について（令和5年度旧開成町営住宅四ツ角団地解体工事（繰越））、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを

押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第5 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度開成町福祉会館空調システム更新工事設計・施工一括発注方式）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。令和5年度開成町福祉会館空調システム更新工事設計・施工一括発注方式の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは議案第4号 工事請負変更契約の締結についてを御説明させていただきます。

ファイルにつきましては04議案第4号を御覧ください。

令和5年度開成町福祉会館空調システム更新工事設計・施工一括発注方式について、次のとおり請負変更契約を締結するものです。

1、契約の目的、令和5年度開成町福祉会館空調システム更新工事設計・施工一括発注方式。

2、契約金額2億285万1,000円。うち取引に係る消費税額及び地方消費税額1,844万1,000円。

3、契約の相手方、株式会社神成工業開成営業所となります。

2ページにつきましては、変更内容になります。

1の事業概要のうち工事概要につきましては、今回の工事の設計工事及び施工監理となっております。

続いて2の変更内容について御説明いたします。

今回の工事施工において、増額となった項目が6項目、減額となった項目は1項目でございます。

このうち2項目めと3項目めにつきましては、環境省との調整において、新たに設置等が必要になったことによるものでございます。

4項目めにつきましては、既設のダクトを撤去したところ、防音仕様であったことから、撤去前と同等の状態にするため、ダクトに既設と同様に防音処置を行うものでございます。

6項目めの防音パネルの撤去につきましては、これまでのチラー方式では夜間も

運転していたため、防音パネルを設置しておりましたが、今後はチラーに代わって室外機が設置されることとなります。その室外機につきましては、福祉会館が閉館している時間に作動しないこと、及び空調の熱効率を向上させるために防音パネルを撤去するものでございます。

次の7項目めにつきましては減額になります。室内配管につきましては、既設配管のうち状態がよく、再利用可能な配管を再利用するものでございます。

3 ページ目を御覧ください。

3 の変更理由につきましては、ただいま御説明させていただきました増額及び減額の理由を記載してございます。

4 の事業費につきましては、工事内容の変更に伴い、変更前金額、1 億 9, 4 4 8 万円に消費税を含む増額分 8 3 7 万 1, 0 0 0 円を合わせまして、変更後、契約金額は 2 億 2 8 5 万 1, 0 0 0 円となります。

なお、変更契約に伴う工期の延長はございません。御説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第 4 号 工事請負変更契約の締結について（令和 5 年度開成町福祉会館空調システム更新工事設計・施工一括発注方式）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

日程第 6 議案第 5 号 工事請負変更契約の締結について（令和 5 年度開成町民センター空調設備改修工事）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（山神 裕）

提案理由。令和 5 年度開成町民センター空調設備改修工事の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により提案いたします。

よろしくお願いたします。

○議長（山本研一）

細部説明を担当課長に求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

資料は05議案第5号になります。

それでは、議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度開成町民センター空調設備改修工事）につきまして御説明をさせていただきます。

令和5年度開成町民センター空調設備改修工事の請負変更契約の締結内容につきましては、1、契約の目的、令和5年度開成町民センター空調設備改修工事、2、契約金額、2億1,017万8,100円。3、契約の相手方、株式会社神成工業開成営業所となります。

次のページを御覧ください。

令和5年度開成町民センター空調設備改修工事の変更内容となります。

1、事業内容、変更後の工事概要、（1）の室内機につきましては、変更前、全79台だったものを、各諸室の状況等に合わせ、仕様を調整し、EHP天井カセット室内機、1方向吹き出し1台、2方向吹き出し76台、床置き型1台に変更するものでございます。

続きまして、2、変更内容となります。1 防音シート等の仮設の増。近隣への騒音対策として、室外機の設置箇所の取壊しに伴う防音シートの追加。地下駐車場が使用不可に伴う仮設駐輪場の設置の追加。また、セキュリティ設備の撤去の追加については、既存の防犯カメラ等について本工事の施工に干渉するため、一時的な撤去が必要となった追加です。

2、アスベスト対策の施工箇所の増減。既存空調設備において大会議室で想定していなかったアスベスト含有部材があり、撤去処分を追加。また、各箇所で見込んでいたアスベスト含有部材が想定より減少することにより変更です。

3、撤去工事の減、空調ダクトの配管において、一部の天井下地を再利用することで、撤去工事が減少。こちらにつきましては、天井材の撤去後に再利用が可能な一部の天井下地材を残置することにより、撤去工事の縮減による変更です。

4、室内機等の仕様変更による増。設置する室内機と既存の火災報知機等の取り合いによる室内機等の仕様変更により増加。こちらにつきましては、各諸室の状況に合わせて、室内機の吹き出しを4方向から2方向などにすることや、ダクト配管が増による変更です。

5、その他、現場の状況に合わせて数量等を精査し変更。こちらにつきましては、既存の空調設備は換気設備と連携した数値であり、空調設備の更新に当たり、個別のスイッチへの対応や、機能性やメンテナンス性を考慮して、ドレン管の仕様の変更などによるものです。

次のページを御覧ください。

3、変更理由につきましては、2の変更内容を増額、減額の内容で、整理したものですので、御説明は省略をさせていただきます。

4、事業につきましては、事業費につきましては、工事内容の変更に伴い、変更前契約金額2億567万8,000円に対しまして、変更後、契約金額は2億1,017万8,100円となり、増減額は4,500,100円の増となります。

なお、以上の工事内容の変更に伴い、契約工期についての変更はございません。御説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

すみません、1点訂正をお願いいたします。4の事業費につきまして、増減額のところでございますが、増になった金額450万100円となります。申し訳ありませんでした。

○議長（山本研一）

質疑よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（山本研一）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第5号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度開成町民センター空調設備改修工事）、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押しください。ボタンの押し忘れはございませんか。採決を締め切ります。

（賛成全員）

○議長（山本研一）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。

以上をもちまして、本2月随時会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。これにて散会をいたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午前10時08分 散会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証する。

開成町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員